

○新発田市債権管理条例

平成25年3月12日

条例第4号

改正 平成25年9月26日条例第49号

令和2年9月24日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の処理基準等を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、もって健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び市税に係る債権をいう。
- (3) 強制徴収公債権 公債権のうち、地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び市税に係る債権をいう。
- (4) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (5) 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (6) 延滞金 私債権の債務の不履行に対して課す遅延損害金をいう。

(他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくはこれに基づく規則に特別な定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、市の債権の適正な管理及び事務処理を行わなければならない。

2 市長は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制等を整備するものとする。

(督促)

第5条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金の徴収等)

第6条 市長は、私債権について、前条の規定による督促を行った場合において当該督促に係る金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.6パーセント（当該履行期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収することができる。

2 前項の延滞金の金額の計算における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 市長は、債務者が履行期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合は、第1項の延滞金を減免することができる。

(平成25条例49・一部改正)

(強制執行等)

第7条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、第5条の規定による督促をした後規則で定める期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第10条の規定による徴収停止の措置をとる場合又は第11条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収公債権及び私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収公債権及び私債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権及び私債権（第1号に該当する非強制徴収公債権及び私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第8条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第9条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収公債権及び私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権で、履行期限後規則で定める期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第11条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債権の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められ

るとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る延滞金その他の徴収金に係る債権は、徴収すべきものとする。

(放棄)

第12条 市長は、私債権（その額が50万円以下のものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該私債権及びこれに係る延滞金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) 債務者が生活困窮の状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている状態又はこれに準ずると認められる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項其他法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。

(3) 第7条の規定により強制執行等の措置又は第9条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

(4) 第10条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、規則で定める期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をしたときの費用並びに他に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(6) 当該債権の消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。

- 2 前項の規定により私債権を放棄したときは、規則で定める事項について議会に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定はこの条例の施行の日以後に納期が到来する私債権について適用し、第12条の規定はこの条例の施行の際現に発生している私債権について適用する。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(平成25条例49・全改、令和2条例38・一部改正)

(新発田市営住宅条例の一部を改正する条例)

- 4 新発田市営住宅条例（昭和35年新発田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成25年条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例中第6条第1項の改正規定は公布の日から、附則第3項の改正規定及び次項の規定は平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前

の例による。

附 則（令和 2 年条例第 38 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の新発田市延滞金徴収条例附則第 4 項の規定、第 2 条の規定による改正後の新発田市入湯税条例附則第 2 条の規定、第 3 条の規定による改正後の新発田市債権管理条例附則第 3 項の規定、第 4 条の規定による改正後の新発田市介護保険条例附則第 12 条の規定及び第 5 条の規定による改正後の新発田市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。